

1 第三セクターに対する議会の監査請求に基づく監査結果（抜粋）

(4) 財政支援の考え方について

収益性の大きい道の駅おふくの指定管理料については、市が負担すべき経費を特定し算出することが望ましく、収入で補えない経費をその根拠とし指定管理料を算出している現在の方法においては、事業年度末に黒字が生じる場合、何らかの形で指定管理料を精算することが必要である。

財政的関与については、国の指針に示されているとおり、その性質上第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、第三セクターが能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費とされるべきであり、第三セクター等の自立的な経営努力を促す面からも、財政支援は必要最小限の関与にとどめるべきであるから、指定管理に係る基本協定、年度協定の検討と併せて、各法人の経営状況を踏まえ、指定管理料の算出根拠等を含めた財政支援のあり方について再検討をすること。

2 行政改革推進委員会の意見要旨（抜粋）

- ・ 指定管理料は、この金額として受けた以上、儲かる、儲からないは受けた側の責任で、補填もないが、納付もない話ではないか。
- ・ 返還を多く求めると、指定管理を受けようとするいい事業者が少なるのでは。
- ・ 自助努力で得た利益は従業員等に還元すべきで、返還を求めるべきではない。
- ・ 燃料費の指定経費の精算は必要。その他自助努力の利益は受託者に還元すべきでは。

3 適切な積算に資する取組

(1) 指定管理料の適切な算定

指定管理料の額の設定は、指針に示す原則的な基準のほか、公の施設ごとの経費を施設の設置状況や取り巻く環境などの実情に応じて算定を行っている。その算定に当たっては、過去の実績など適切な根拠のもとに、経費の実態をより正確に把握した積算額を指定管理料として設定する。

(2) モニタリングの徹底

指定管理者によるサービスの提供と施設の適切な管理運営を正確に把握するため、四半期ごとの報告書と年度ごとの評価分析により実態把握に努めているが、それらの取組をより徹底する。

また、実態を把握することで、毎年度予算編成時期に、指定管理者から提出される事業計画書及び収支予算書に基づく指定管理料の適正化が図られる。

指定管理者制度に関する指針の見直し＜応募資格に掲げる市内事業所の要件＞

1 指針に定める要件及び問題提起

(1) 指針に定める要件

市の要件として、税金の滞納がないことなど9項目を設定

⑨市内に事業所（本社又は協定書の締結権限を有する営業所等をいう。）を置く団体であること。

(2) 問題提起

公の施設の専門性の問題などから市内に指定管理者候補者と想定される団体が存在しない場合、上記住所要件から指定管理者制度を導入することができない。

2 行政改革推進委員会の意見要旨（抜粋）

- ・ 地域要件を緩和し、採択後に美祢市内に事業所等を置くような条件を付与することも考えられる。
- ・ 市内事業者をお願いしたい気持ちはあるが、実際事業者がいないのであれば指針を見直す必要がある。
- ・ 地域要件を外すほうがいい。専門性のある施設でもあるし、広く公募すればより専門性の高い、市民サービス向上につながる指定管理者が選定できるのではないか。
- ・ 市外事業者であっても、市内に事業所等を設けることや市内雇用を条件に募集することも可能ではないか。

3 応募資格に掲げる市内事業所の取扱い方針（案）

(1) 市内事業所の要件を必要に応じて規定しない事項に設定

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するため、設けられた制度である。

本市においては、地域経済の活性化、市内事業者の育成を図ることや地域に密着した施設による市民との協働の推進を図ることなどから応募資格を市内事業者に限定している。

一方で、施設の形態によっては、指定管理者に専門性や市場性を求められるものもあり、施設の設置目的を効果的に達成するためには、市内事業者に限らず、広く事業者を募集する必要がある。

したがって、応募資格に掲げる市内事業所の要件を必要に応じて規定しないことができる事項とし、施設の性格、規模、機能等を勘案して設定できるよう見直すものである。

美祢指定管理者制度に関する指針 新旧対照表

現行	改正案
4 応募資格の決定 指定管理者として指定できるものは、法人 その他団体※であり（法 244 条の 2）、個人を、 指定管理者として指定できない。 美祢市では、さらに、(1) 又は (2) の要件を満 たす団体を指定管理者として選定する。 (1) 下記①から⑨に該当する団体（共同事 業体を除く） ①～⑧ 略 ⑨ 市内に事業所（本社又は協定書の締 結権限を有する営業所等をいう。）を置 く団体であること。 (2) 共同事業体の場合には次の規定を満 たす団体 ① 事業体を構成する全団体が法人格を 有すること。 ② 構成法人すべてが上記(1)の①から ⑧の条件を満たしていること。 ③ 代表法人が市内に事業所（本社又は 協定書の締結権限を有する営業所等を いう。）を置いていること。 ④ 共同事業体結成届出書・共同事業体 協定書を提出した事業体であること。 ⑤ 市内に事業所を持つ法人の出資合計 が過半数を超えていること。 （出資比率は、共同事業体結成届出書 で確認を行う） 【必要に応じて規定する事項】 施設の形態によっては、下記の条件を加 えることができる。 ①～② 略	4 応募資格の決定 指定管理者として指定できるものは、法人 その他団体※であり（法 244 条の 2）、個人を、 指定管理者として指定できない。 美祢市では、さらに、(1) 又は (2) の要件を満 たす団体を指定管理者として選定する。 (1) 下記①から⑧に該当する団体（共同事 業体を除く） ①～⑧ 略 ⑨ 市内に事業所（本社又は協定書の締 結権限を有する営業所等をいう。）を置 く団体であること。 (2) 共同事業体の場合には次の規定を満 たす団体 ① 事業体を構成する全団体が法人格を 有すること。 ② 構成法人すべてが上記(1)の①から ⑧の条件を満たしていること。 ③ 代表法人が市内に事業所（本社又は 協定書の締結権限を有する営業所等を いう。）を置いていること。 ③ 共同事業体結成届出書・共同事業体 協定書を提出した事業体であること。 ⑤ 市内に事業所を持つ法人の出資合計 が過半数を超えていること。 （出資比率は、共同事業体結成届出書 で確認を行う） 【必要に応じて規定しない事項】 <u>上記(1)⑨、(2)③又は(2)⑤の市内に事業 所を置く要件は、専門性や市場性を求める 施設など施設の形態によって、広く事業者 を募集する必要があるときは、その要件を 削ることができる。</u> 【必要に応じて規定する事項】 施設の形態によっては、下記の条件を加 えることができる。 ①～② 略